

平成 25 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ル テ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 戸 井 田 和 彦
(コード番号：7215)
問 合 わ せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 加 藤 浩
TEL. 044-520-0290

当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社子会社である、株式会社アルティア（以下、「㈱アルティア」という。）は、平成 20 年 3 月 28 日付けで提起された不当利得返還請求に関する訴訟について、平成 25 年 4 月 24 日、東京地方裁判所より第一審判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 当該訴訟を提起された当社子会社の名称

- (1) 商 号：株式会社アルティア
- (2) 本店所在地：東京都江戸川区西葛西 7 丁目 20 番地 10 号
- (3) 代 表 者：佐藤 正幸
- (4) 資 本 金：350 百万円
- (5) 事 業 内 容：自動車検査・整備機器及び自動車製造用設備機器の製造・販売

2. 判決のあった裁判所及び判決年月日

- (1) 裁 判 所：東京地方裁判所
- (2) 判決年月日：平成 25 年 4 月 24 日

3. 当該訴訟を提起した者

- (1) 国（国土交通省）及び軽自動車検査協会

4. 当該訴訟の経緯

当社の子会社である㈱アルティアが、平成 9 年から平成 13 年に納入した自動車検査機器入札に関する独占禁止法違反により、平成 14 年に公正取引委員会より課徴金納付命令を出され、㈱アルティアはその命令に従い、課徴金を支払った。その後、平成 20 年 3 月に原告（国土交通省及び軽自動車検査協会）が、談合による契約は無効とし不当に得た利益（国土交通省の地方運輸局に対し、1 億 2 9 0 0 万円及び付帯する年 6 % の遅延金。軽自動車検査協会に対し、6 2 0 0 万円及び付帯する年 6 % の遅延金。）の返還を求めて東京地方裁判所に提訴致しました。当該裁判の被告は、㈱アルティアを含め同業の事業会社 3 社であります。

平成 22 年 11 月 22 日及び 12 月 20 日の公判において、原告は談合時の価格と比較して談合後の価格が下落していることを挙げ、談合時の価格と談合後の価格の差額が不当利得である旨を主張しており、㈱アルティアは、談合時の価格と談合後の価格に差額はなく不当利得は存在していないと主張しておりました。

5. 判決の内容（骨子）

- ①原告国に対し、1 億 3 5 6 1 万 1 7 8 6 円及び付帯する年 5 分の遅延金を支払え
- ②原告軽自動車検査協会に対し、6 5 7 1 万 1 4 9 9 円及び付帯する年 5 分の遅延金を支払え
- ③訴訟費用は、原告分を含め、被告の負担とする

6. 今後の見通し

当社及び㈱アルティアとしましては、本判決についての対応を弁護士と協議しております。

平成 25 年 3 月期の当社グループの業績予想（平成 25 年 3 月 19 日付）には、上記判決に係る費用を見込んでおります。

また、今後開示すべき事項が明らかになり次第速やかにお知らせ致します。

以 上